

第2部

基本理念の実現に向けた施策の展開

第1章

生きがい・健康づくり、 介護予防事業の展開

高齢者が自ら主体的に社会参加に取り組み、社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることから、高齢者自身がさまざまな担い手として地域で活躍できるしくみを整備する必要があります。

社会参加等への支援、介護予防につながる身近な地域での自主的な活動が継続できるよう支援するなど、生きがい・健康づくり、介護予防を推進します。

特に今回の法改正で、介護保険サービスの訪問介護、通所介護の予防給付が地域支援事業に移行し、新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されることになったことを踏まえて、介護予防や生活支援サービスの枠組みの中で高齢者自身がサービスの担い手として活躍できるしくみづくりを進めていく必要があります。

1 社会参加の促進

高齢者が、元気で活動的な生活を送り、生きがいを持ち充実した高齢期を過ごすことができるよう、地域で活動しているボランティア等と連携して、活動の場を拡充します。

また、地域資源を活用して、身近な地域での活動の場の確保や多様な活動を支援し、地域活動、生涯学習・スポーツ活動など多様な場への高齢者の社会参加を促進します。

(1) 地域活動等への支援

施策	内容
① ボランティア活動、NPO活動への参加促進 (生活福祉課、高齢者支援課、協働コミュニティ課)	<p>元気な高齢者が持っている社会貢献意識を活かし、さまざまなボランティア活動やNPO活動への参加を促進します。また、ニーズの高い依頼に応えられるよう、社会福祉協議会、関係機関と連携してボランティアのコーディネートの機能充実やボランティア確保のための講座講習を実施し、高齢者の自己実現と地域での支え合いを進めます。また、市民協働推進センターにおいても、市民活動に関する相談や団体情報等の提供を行っていきます。</p> <p>なお、地域でのボランティア活動の充実を目指す西東京市シルバー人材センターと地域の支え合い活動の推進に向けて、連携をとり、生きがいづくりや社会参加への支援を図ります。</p>

施策	内容
② 生きがいづくりの場の整備・充実 〔高齢者支援課〕	身近な地域で誰もが生きがいづくりに取り組めるよう、福祉会館、老人福祉センターを生きがいづくりの場として整備します。具体的には運動器具の導入拡大等を行います。
③ 生きがい推進事業等の実施 〔高齢者支援課〕	高齢者の生きがいを持った暮らしを支援するため、公共施設において市主催の高齢者大学等を開催します。また、高齢者福祉大会を実施するほか、老人福祉センターと福祉会館で実施している各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を展開します。
④ 高齢者クラブ活動への支援 〔高齢者支援課〕	高齢者の生活を健全で豊かなものにするため、高齢者クラブが行う社会奉仕活動や教養の向上、健康増進への取組を支援します。また、高齢者の社会参加を促進するために、高齢者クラブの活性化に向けた取組も引き続き行っていきます。
⑤ 高齢者の生きがいや交流につながる学習機会の充実 〔高齢者支援課〕	高齢者が教養・文化・スポーツ・レクリエーションなどの多様な活動に参加し、ふれ合える学習機会の充実に向けて取り組んでいきます。市関連部署との連携はもとより、民間事業者、NPO、大学などとの連携も検討しながら、高齢者が興味を持ち、参加しやすい学習機会の提供を目指します。
⑥ 情報提供体制の強化 〔高齢者支援課〕	地域住民、関係機関・団体それぞれに向けて必要な情報が、適切に、タイムリーに伝わるしくみを強化します。市報やホームページ、窓口等の媒体や、研修会や講習会等の情報提供の機会を活用して行います。

(2) 就業への支援

施策	内容
① 高齢者の就業を通じた生きがいの推進 〔生活福祉課、高齢者支援課〕	シルバー人材センターの運営を財政的に支援することにより、高齢者が就業を通じてその知識や技術を活かした公共的・公益的な活動を促進し、高齢者の生きがいづくりの機会の提供に努めます。
② 人材育成の推進 〔産業振興課〕	高齢者の就業機会の拡大を図るため、健康で働く意欲と能力のある高齢者が、新たな職業に就くために必要な知識や技術を習得する研修・講習や訓練などを公共職業安定所（ハローワーク）と連携し支援します。
③ 西東京就職情報コーナーの運営 〔産業振興課〕	高齢者が雇用関係を結ぶことを前提とした働き方の選択ができるように、就職相談を行い、職業を紹介する体制を今後も継続していきます。具体的には、公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、地域職業相談室「就職情報コーナー」により、就職を支援します。

2 健康づくりの推進

充実した人生を送るには、心身ともに健康な期間である「健康寿命」を延伸することが大切です。そのためには、日ごろから「自分の健康は自分で守り、つくる」という生涯を通じた市民一人ひとりの健康づくりの意識と実践が不可欠です。

また、こうした個人が主体的に行う健康増進の取組を、家庭、地域、職場、行政を含めた社会全体で支援していくことも重要です。

すべての高齢者が、心身や生活の状況に応じて健康づくりに自ら取り組む環境を整備するとともに、地域における自主的な活動や取組の継続を支援します。

(1) 健康づくりの支援

施 策		内 容
①	健康づくりに取り組む機会の提供（健康応援団・健康チャレンジ事業） 〔健康課〕	市民の主体的な健康づくりを応援するために設立した健康応援団、さらには、健康づくり活動に取り組むきっかけづくりとして行う健康チャレンジ事業を組み合わせ、市内で健康づくりに気軽に取り組める機会を増やします。
②	身近な生活エリアで取り組む健康づくりの推進（西東京しゃきしゃき体操、健康講座等の実施） 〔健康課・みどり公園課〕	身近な生活エリアにおける健康体操（西東京しゃきしゃき体操）の実践等、小グループで気軽集える健康づくりを提供することで、習慣化・継続化に寄与するとともに、社会参加のきっかけとなるよう取り組みます。また、公園を活用した健康づくりに取り組みます。目的別にわかりやすい健康講座を企画する等、身近で気軽に参加できる内容とします。
③	スポーツ・レクリエーションの推進 〔スポーツ振興課、高齢者支援課〕	高齢者の社会参加と健康維持のため、各種スポーツ大会の開催や無料で参加できる高齢者向け運動・体操プログラムの実施及び情報提供を行い、スポーツ活動に参加する機会を提供します。 誰でも参加できる市民体力テストを実施し、スポーツを通じた健康・体力づくりを提案し、介護予防を推進します。 元気高齢者に社会参加の機会提供の場として、各種スポーツ大会やスポーツ事業におけるスポーツボランティアとして西東京市体育協会に協力を依頼していきます。
④	食の自立と健康的な生活を実践する取組の充実 〔健康課、高齢者支援課〕	第2次食育推進計画に基づき、孤食防止のための共食の機会を提供するほか、高齢者配食サービス、食生活教室、料理教室の実施のほか、口腔ケアの重要性について意識の向上を図ります。 また、低栄養の高齢者に対しては訪問相談に取り組みます。
⑤	地域の自主グループや団体への出前講座の実践 〔健康課、高齢者支援課〕	自主グループや団体へ出前講座を積極的に実施し、ニーズをきっかけとした効率の良い健康づくり支援を行います。

(2) 疾病予防と健康相談

施 策	内 容
① 健康診査等の継続実施 〔健康課〕	高齢者が自らの健康状態を定期的に知り、自覚症状がない生活習慣病等の早期発見・早期治療を行うため、継続した受診を促します。また、がん検診や成人歯科検診等を引き続き実施していきます。
② かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の周知 〔健康課、高齢者支援課〕	高齢者が身近な地域で健康診断や治療等が受けられる体制を構築するため、高齢者それぞれの身体特性や生活習慣などをよく理解した、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の重要性を周知します。
③ 高齢者の感染症に対する予防・啓発 〔健康課〕	高齢者が感染症にかかると、肺炎等により重篤化する可能性が高まります。 定期予防接種の勧奨等、感染症に対する知識の啓発や予防接種の勧奨を行います。

(3) 健康づくりと介護予防とのつなぎ

施 策	内 容
① 老人福祉センター・福祉会館の再整備を含めた検討 〔高齢者支援課〕	福祉会館を介護予防事業の拠点として整備し、市全域で介護予防に取り組みやすい環境を整えます。
② 高齢者いきいきミニデイ事業の充実 〔高齢者支援課〕	高齢者に趣味、レクリエーション等を通じた生きがい・地域との交流の場を提供する「いきいきミニデイ」を実施する団体・協力者の取組を支援します。今後も各団体に適切に情報提供などを行い、事業を充実していきます。
③ 健康づくりに取り組む自主グループの育成支援 〔健康課、高齢者支援課〕	生活習慣を改善するために同じ目的を持つ市民が自主グループとして互いに支えながら継続できるように育成支援を行います。

3 介護予防事業の推進

介護予防の目的には、転倒予防やうつ予防等といった心身の健康面に加え、外出や地域との交流といった社会参加活動の促進という面も含んでいます。また、介護予防は幅広い分野に及ぶため、高齢者にとって具体的に何をすれば良いのかがわかりにくいのが現状です。市民が早い時期から意識して介護予防に取り組めるよう、介護予防の普及・啓発を更に充実していきます。

(1) 介護予防に対する意識啓発

施 策	内 容
① 介護予防に関する意識啓発の促進 〔健康課、高齢者支援課〕	介護予防の必要性や大切さを多様な媒体を通じて広報するとともに、西東京しゃきしゃき体操の一層の普及啓発を図ります。運動機能に関する予防のみではなく、栄養・口腔・精神面からの予防の普及啓発を行います。

(2) 介護予防の地域ごとの展開

施 策	内 容
① 地域支援事業における介護予防事業（二次予防事業） 〔高齢者支援課〕	<p>[通所型介護予防事業]</p> <p>二次予防事業対象者把握事業において把握された二次予防事業対象者に対し、介護予防を目的とした通所による「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」「閉じこもり・認知症・うつ予防」等のプログラムを実施します。また、介護保険制度の改正に伴う介護予防・日常生活支援総合事業への移行に向けて、効果的な実施内容の検討を行います。</p> <p>[訪問型介護予防事業]</p> <p>二次予防事業対象者把握事業において把握された二次予防事業対象者の中で、閉じこもり、認知症、うつ等のために通所して事業に参加することが困難な方には、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士、看護師や保健師が居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・援助を行います。また、介護保険制度の改正に伴う介護予防・日常生活支援総合事業への移行に向けて、効果的な実施内容の検討を行います。</p>

施策	内容
② 一般介護予防事業 〔高齢者支援課〕	<p>介護保険制度の改正に伴い、従来の介護予防事業から介護予防・生活支援サービス事業に移行します。</p> <p>〔介護予防把握事業〕 収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。</p> <p>〔介護予防普及啓発事業〕（再掲） 普及啓発パンフレットの配布やホームページ等への掲載、講演会や研修会などにより、市民への普及啓発を実施します。</p> <p>〔地域介護予防活動支援事業〕 地域における住民主体の介護予防活動の育成、支援を行います。</p> <p>〔一般介護予防事業評価事業〕 介護保険事業計画に定める目標に対する達成状況等の検証を行い、地域包括支援センター運営協議会等において事業評価を行います。</p> <p>〔地域リハビリテーション活動支援事業〕（新） 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与を促進します。</p>
③ 地域の自主グループの育成、活動支援 〔高齢者支援課〕	<p>地域住民が身近な場所で気軽に介護予防に取り組むことができるように、介護予防のための自主グループの立ち上げを支援します。また、活動を継続していく中で生じた問題等について、相談の対応や必要な支援を行います。</p>
④ 介護予防事業対象者の把握 〔高齢者支援課〕	<p>要支援に相当する状態等に該当しないケースについて、一般介護予防事業の利用につなげるほか、民生委員やその他関係機関など、地域の実情に応じて情報を収集します。</p>
⑤ 介護予防マネジメントの実施 〔高齢者支援課〕	<p>介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から、必要な援助を行います。</p>
⑥ 魅力ある継続性を重視したプログラムの研究 〔高齢者支援課〕	<p>効果的かつ継続しやすく、また楽しくできる講座を提供事業者とともに研究しながら進めます。介護予防講座終了後も継続してセルフトレーニングができるようなプログラムを提供します。</p>
⑦ 介護支援ボランティア制度の実施 〔高齢者支援課〕	<p>介護保険制度改正に伴い、新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行に向けて、先進市の取組事例等を検証しながら、西東京市に適するしくみを検討し実施します。</p>

第2章

利用者の視点に立った
サービス提供の実現

高齢化の進展による平均寿命の延伸や後期高齢者の増加、一人暮らし高齢者の増加等に伴い、介護サービスや生活支援サービスを必要とする高齢者が増加することが予測されます。それらサービスを利用する場合、利用者がそれぞれのニーズにあった適切なサービスを選択できる、利用者本位のサービス提供が求められています。

高齢者が安心して在宅生活を継続できるように、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な介護サービス、生活支援サービスの提供体制を整備していく必要があります。

1 介護保険サービス提供体制の充実

介護を必要とする高齢者が、必要とするサービスを利用でき、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護保険サービスの提供体制を充実します。

施 策	内 容
① 提供事業者の参入誘致の推進 〔高齢者支援課〕	身近なところで介護サービスが利用できるよう、日常生活圏域等を勘案し、地域密着型サービスを提供する事業者の参入誘致を推進します。
② 介護保険居宅サービスの充実 〔高齢者支援課〕	居宅サービスについて、サービスの質の向上を図るとともに、利用状況や利用意向を見極めながら、新規事業者の参入を促進します。
③ 介護保険連絡協議会の充実 〔高齢者支援課〕	介護保険関係者で組織した介護保険連絡協議会は、居宅介護支援事業者、訪問介護事業者、通所介護・通所リハビリ事業者、住宅改修・福祉用具事業者、介護保険施設事業者等 10 以上の分科会を設置しています。それぞれの分科会は年間 1 回～ 12 回程度開催し、行政からの情報提供や講演会の開催等により事業者のスキルアップを行うとともに、事業者相互間の情報共有及び連絡体制の整備を行っています。今後も介護保険連絡協議会の開催を積極的に支援し、また、その内容も、事例検討、ワークショップ、活動・研究発表などさまざまな形式を導入することにより、更なる内容の充実を図ります。
④ 事業者情報の共有化の推進 〔高齢者支援課〕	サービス選択の機会を広げるため、介護保険連絡協議会を活用して情報交換の場を拡大し、サービス提供事業者に関する情報の共有化に取り組みます。
⑤ 介護保険連絡協議会参加事業者情報提供の充実及び事業者の参加促進 〔高齢者支援課〕	介護保険連絡協議会の参加事業者を掲載した「介護保険事業者ガイドブック」を発行し、市民への配布とホームページへの掲載により、最新の情報を積極的に発信するとともに、新たな介護保険事業者の参加を促進します。

2 生活支援サービス等の充実

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など支援を必要とする高齢者が、地域で安心して暮らし続けられるよう、多様化する高齢者のニーズを十分に把握し、生活支援サービス等の介護保険外の福祉サービスを適切に提供します。

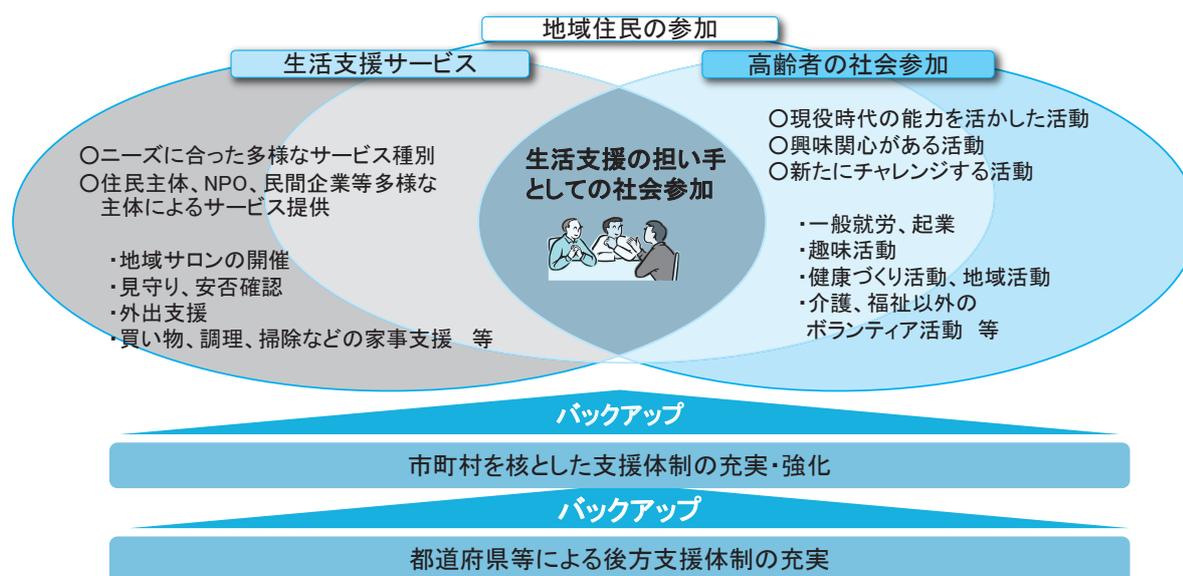
また、介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたっては、掃除やゴミ出し等の困りごとを地域の支え合い活動で解決できるような取組を進めます。

地域における生活支援サービスの提供体制の構築に向けて、さまざまな社会資源を発掘し、サービスの担い手の養成や担い手の活動場所の確保を進めていく必要があります。

施策	内容
① 介護予防・日常生活支援総合事業の実施 〔高齢者支援課〕	介護予防・日常生活支援総合事業を行うために、介護予防や生活支援サービスを担う社会福祉法人、NPO、民間企業、ボランティア等の事業主体と連携しながら、多様な支援体制を構築していく（仮称）生活支援コーディネーターを配置します。
② 高齢者配食サービス 〔高齢者支援課〕	65歳以上の一人暮らしの方、65歳以上の高齢者のみの世帯の方、日中高齢者のみで過ごしている方で配食が必要と認められた方へ、バランスの良い食事と見守りのために昼食を配達します。
③ 高齢者緊急通報システム・火災安全システム等の設置 〔高齢者支援課〕	慢性疾患により日常生活に注意が必要な65歳以上の一人暮らし高齢者等が安心して生活できるよう、家庭内での緊急事態を受信センターへ通報できる機器を設置し、救急・消防による救助等へつなげます。また、心身機能の低下に伴い防火の配慮が必要な65歳以上の一人暮らし高齢者等に住宅用防災機器を設置します。
④ 高齢者入浴券の支給 〔高齢者支援課〕	自宅に入浴設備のない65歳以上の一人暮らし高齢者と70歳以上の高齢者のみの世帯の方に対し、健康保持と保健衛生の向上を図るため、市内の公衆浴場で利用できる入浴券を支給します。
⑤ 認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付サービス 〔高齢者支援課〕	ねたきり高齢者等のいる世帯の精神的、経済的負担を軽減するため、在宅で常時おむつを使用する方に紙おむつを給付します。認知症により重度の介護が必要な状態で、常時おむつを使用される方も紙おむつを給付します。
⑥ 高齢者等紙おむつ助成金交付 〔高齢者支援課〕	医療保険適用の病院に入院し、紙おむつの持ち込みが禁止で、紙おむつ代を病院に支払っている介護認定で要介護1以上の認定を受けた高齢者等に助成金を交付します。
⑦ ねたきり高齢者等寝具乾燥サービス 〔高齢者支援課〕	65歳以上のねたきり高齢者等の保健衛生の向上と介護負担を軽減するため、寝具乾燥等のサービスを実施します。
⑧ ねたきり高齢者理・美容券交付サービス 〔高齢者支援課〕	65歳以上のねたきり高齢者の保健衛生の向上と介護負担を軽減するため、理・美容師が訪問して調髪・顔そり、またはカット・シャンプーを行うサービス券を交付します。
⑨ 高齢者入浴サービス 〔高齢者支援課〕	介護認定で要介護3以上の認定を受けた65歳以上の方で介護保険の通所や訪問による入浴が困難な方に、健康保持と保健衛生の向上を図るため、通所による専門施設での入浴サービスを提供します。

施策	内容
⑩ 高齢者日常生活用具等給付サービス 〔高齢者支援課〕	<p>介護認定で非該当（自立）、または要支援・要介護の認定を受けた65歳以上の高齢者に、在宅生活の継続を支援するため、介護保険サービスで対象外の日常生活に必要と認められる難燃性寝具、洗髪器、空気清浄機を給付します。</p> <p>介護認定で非該当（自立）となった65歳以上の高齢者に、介護予防や在宅生活の継続を支援するため、日常生活に必要と認められる歩行補助杖、入浴補助用具、スロープ、歩行器、手すりを給付します。</p>
⑪ 自立支援ホームヘルプサービス 〔高齢者支援課〕	<p>介護認定で非該当（自立）となった65歳以上の高齢者で、日常生活において支援が必要と認められる方に、自立した在宅生活の継続を支援するためにホームヘルパーを派遣し、家事援助、見守り、相談等のサービスを提供します。</p> <p>また、介護保険制度の改正に伴う介護予防・日常生活支援総合事業への移行に向けて、実施内容の検討を行います。</p>

■生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加のイメージ



資料：厚生労働省

3 在宅療養体制の充実

医療制度改革による在院日数の短縮化や高齢者人口の増加などにより、今後在宅で療養する高齢者は増加すると予測されています。医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療サービスと介護サービスを一体的に提供できるしくみづくりを重点的に展開します。

施策	内容
① 在宅療養、終末期・看取りについての意識啓発 〔高齢者支援課〕	市民に対して、医療分野、介護分野のスタッフ又は在宅療養を支えた経験のある家族からの話を聞く講演会などを実施し、在宅での療養や看取りについての理解を深める取組を進めます。また、在宅療養に不安を持つ本人や家族の相談に丁寧に応じる体制を整えます。さらに、事例検討会などを実施し、医療・介護スタッフが看取りについて学び、実践につながるよう資質の向上を図ります。
② 在宅療養を支えるための体制の構築 〔高齢者支援課〕	在宅で療養する高齢者の生活の質の維持向上のため、在宅医療を担う地域の病院と診療所等、医療機関間の連携を進めるとともに、急性増悪時等に入院することができる病床の確保等、安心して療養生活を送るための仕組みづくりを進めます。
③ 多職種連携による顔の見える関係づくりの構築 〔高齢者支援課〕	医療・介護等に従事する多職種のスタッフが、会議、研修会、講習会、交流会等を通じ相互の理解と知識向上に努め、在宅で療養する高齢者の立場に立って、切れ目のない医療及び介護のサービスを提供できるよう、顔の見える連携体制を構築します。
④ 多職種連携のための情報共有のしくみづくり 〔高齢者支援課〕	多職種が在宅で療養する高齢者の情報を円滑に共有するために、入退院時や在宅療養時の情報共有のルール作りや、情報共有に係るシステムの在り方について検討し、多職種で共通に活用できる仕組みづくりを図ります。
⑤ 在宅歯科医療連携の推進 〔健康課、高齢者支援課〕	長期の療養生活を必要とする利用者の口腔状態を把握し、早期の治療を促すとともに、その家族に対しても、定期的な口腔ケアの普及啓発等を行い、歯科医療と多職種との連携を進めます。
⑥ 地域リハビリテーションネットワークの強化 〔健康課、高齢者支援課〕	住み慣れた地域で、自分らしく生活を続けるためのリハビリテーションの充実を図ります。急性期から回復期・維持期に至るまで、効果的なリハビリテーションの利用ができるように、病院や施設、在宅に係る多職種が、ネットワークの構築を目指し、地域住民も含めた総合的な地域支援体制づくりに取り組みます。

4 地域密着型サービスの充実

中重度者や認知症高齢者の在宅生活を支えるサービスとして、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）など地域密着型サービスの計画的整備を推進するとともに、サービスの周知・利用の促進を図ります。

施 策		内 容
①	小規模多機能型居宅介護サービスの充実 〔高齢者支援課〕	利用者が安心して自宅で生活できるよう、「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供する小規模多機能型居宅介護サービスの充実を図ります。
②	定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの導入 〔高齢者支援課〕	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の連携の下で、短時間の定期巡回型訪問と通報システムによる随時対応等を適宜・適切に組み合わせた新たなサービスの導入を目指します。
③	地域密着型サービスの指導検査体制の強化 〔高齢者支援課〕	給付の適正化を図るため、近隣市とも情報を共有しながら、指導検査体制を強化していきます。

住み慣れた暮らしを支える しくみの実現

市民一人ひとりが地域課題の解決に向けて「お互いに助け合い、支え合う」意識を醸成し、地域で支え合うしくみづくりを進める必要があります。

また、後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加することが見込まれることから、認知症予防、早期発見・早期診断、あるいは症状が変化した場合に気軽に相談、受診できる体制の充実など、認知症高齢者や一人暮らし高齢者等を地域で見守り、誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。

1 地域で支え合うしくみづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、平常時だけでなく、いざという時に備えた対応が求められています。そのため、自助・互助・共助・公助の考え方を基本に、地域でお互いに助け合い、支え合うしくみづくりを進めることが必要です。

地域住民が支え合い活動に、生きがいや、やりがいを持って楽しみながら参加できる環境づくりを整備するとともに、関係機関などによる見守りなど、重層的な見守りのしくみを構築し、地域での支え合いを推進します。

(1) 地域住民が参加しやすい支え合うしくみづくり

施策	内容
① 地域での支え合い活動の推進 〔生活福祉課、高齢者支援課〕	地域が抱えるさまざまな問題の解決や、介護保険制度の改正に伴い住民主体の相互の助け合いの必要性が高まる中で、既存の地域の支え合いに関する事業（「ほっとするネットワークシステム」「ふれあいのまちづくり事業」「ささえあいネットワーク」等）間の連携を強化して、支え合い活動の促進・支援・育成に積極的に取り組むとともに、システムの統合や再構築等についても検討を行います。
② 多世代の交流促進 〔高齢者支援課〕	多世代交流を進めるため、さまざまな年代が参加できる老人福祉センターの事業や地域イベントの開催、高齢者クラブの幼稚園・小中学校の訪問、幼稚園・小中学生の高齢者施設の訪問などを実施します。

施策		内容
③	NPO等の育成・連携 〔高齢者支援課、協働コミュニティ課〕	<p>西東京市のNPO等の多くは、社会貢献意向に基づいた活動に取り組んでいますが、NPO等へのさまざまな支援を行い、新たな活動の担い手の育成や市民活動のより一層の活性化を図ります。</p> <p>また、介護保険制度改正に伴う新しい介護予防・日常生活支援総合事業において多様なサービスが提供できるように、その担い手となるNPO等の活動支援について、担当部局と連携して取り組みます。</p>
④	ボランティアの育成・活用 〔生活福祉課、高齢者支援課〕	<p>住民同士が支え、助け合う活動を充実させるため、社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターのほか市の各種事業においてもボランティアの育成、活用の機会の拡充を図ります。また、こうしたボランティアのコーディネートの機能を一層充実させ、施設や特定の活動に限らず、地域のさまざまな課題解決において活躍してもらえるようしくみづくりに取り組みます。</p>

(2) 見守りネットワークづくり

施策		内容
①	「ささえあいネットワーク」の推進 〔生活福祉課、高齢者支援課〕	<p>高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるように、地域住民、事業所、自治会等と地域包括支援センター、民生委員、市等が連携して高齢者の見守りを行うしくみとして「ささえあいネットワーク」の構築に取り組みます。地域全体で高齢者を見守り、早期発見・早期支援につなげる「ゆるやかな見守り」と、訪問等による定期的な見守りを行う「ささえあい訪問サービス」を実施します。また、電子メールを使用した見守りサービス等、新たな見守り方法の検討を行うとともに、「ほっとするまちネットワークシステム」や「ふれあいのまちづくり事業」との連携を強化し、一人でも多くの方に見守りの目が行き届くように、ネットワークの充実を図ります。</p>
②	高齢者生活状況調査の実施 〔高齢者支援課〕	<p>住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう見守りの体制を形成するため、民生委員等と協力し、高齢者の生活状況や健康状態等の調査を実施します。調査結果は、緊急時の対応や介護・福祉サービスの検討にも活かします。</p>

(3) 地域の多様な活動団体との連携

施 策	内 容
① 地域活動の拠点の整備（社会福祉協議会との連携） 〔生活福祉課、高齢者支援課〕	<p>支え合う地域社会の形成の土台として、サロンや、いきいきミニデイなどの、地域住民が集い、交流し、生きがい活動を行う場や拠点を増やし、より多くの住民が集まれるよう支援します。また、地域住民が地域の相談に応じるなど地域課題の解決に取り組み、地域の拠点が地域住民の主体的な活動の場となることができるよう支援します。</p>
② 地域の見守り活動の充実 〔高齢者支援課〕	<p>高齢者の見守りネットワークである「ささえあいネットワーク」のしくみについて、自治会・町内会をはじめとした地域のさまざまな団体及び事業所に普及啓発を行い、ささえあい協力団体として登録・活動してもらうことで、きめ細やかなネットワークの構築を目指します。</p> <p>また、民生委員や地域包括支援センター等と連携し、地域の見守り活動の充実を図ります。</p>
③ 地域ネットワーク連絡会の推進 〔高齢者支援課〕	<p>個別ケースの課題分析等を行うことによって地域課題を把握し、地域住民をはじめとするさまざまな関係機関と連携して、地域づくりや社会資源の開発・充実等の検討を行います。</p>

2 認知症高齢者等への支援

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、予防から早期発見、早期対応、ケア、家族支援までの一貫した取組を進めるとともに、認知症高齢者を見守り、支援する地域づくりなど、総合的な認知症対策の充実を図ります。

(1) 認知症高齢者を地域で支えるしくみの充実

施 策	内 容
① 認知症支援コーディネーターの配置 〔高齢者支援課〕	市に認知症支援コーディネーターを配置し、認知症の疑いのある方を把握、訪問し、状態に応じて適切な医療・介護サービスに繋がります。このような取組でも解決できない方については、北多摩北部二次保健医療圏の認知症疾患医療センターに配置する認知症アウトリーチチームと協働し、認知症の早期発見・早期診断に取り組んでいきます。
② 認知症サポーター養成講座の実施 〔高齢者支援課〕	認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の方が認知症について正しく理解し、本人や家族を温かく見守り、できる範囲で支援する「認知症サポーター」を養成します。市内の学校や自治会、町内会、事業所等への働きかけを進め、認知症サポーター養成講座の実施を多様な世代に広げていきます。
③ 認知症サポーターの支援 〔高齢者支援課〕	「認知症サポーター」の養成に積極的に取り組み、約 10,000 人の認知症サポーターが誕生しました。今後は、市が行う事業や地域の社会資源と連携して、認知症サポーターの活動支援を図っていきます。
④ 健康相談体制の充実 (かかりつけ医との連携) 〔健康課、高齢者支援課〕	認知症の早期発見のためには、日頃から市民と関わる機会の多い、かかりつけ医の役割が重要です。そのため、かかりつけ医が認知症の早期発見のための知識やスキルを向上させるための情報提供、研修会の実施を支援します。そして、かかりつけ医が市内の健康相談窓口や医療機関等の地域資源と連携を深めることによって、認知症の早期発見から早期治療につなげるしくみづくりを進めます。
⑤ 認知症高齢者徘徊位置探索サービス 〔高齢者支援課〕	徘徊位置を早期に発見し、安全を確保することに役立てるとともに、介護者の負担の軽減を図るため、65 歳以上で認知症による徘徊行動が著しく、介護認定で要支援・要介護の認定を受けた高齢者を介護する方に、徘徊位置探索サービスを提供します。

(2) 認知症の予防と認知症ケアの充実

施 策	内 容
① 認知症予防に関する意識啓発及び講座等の実施 〔高齢者支援課〕	認知症を予防するための知識を幅広く地域住民に普及・啓発し、日常生活の中での生活習慣病を予防する意識の向上を図るとともに、認知症への理解を深めます。
② 認知症ケアの普及啓発 〔高齢者支援課〕	より多くの市民が認知症の症状・メカニズムを知り、認知症ケアの基本（見守り、観察、健康管理、興味・関心を深める、気分転換）などを理解するため、パンフレットの配布とホームページの掲載、講演会を実施するなどにより普及啓発を進めます。

(3) 若年性認知症を含む第2号被保険者への支援

施 策	内 容
① 若年性認知症施策の推進 〔高齢者支援課、障害福祉課〕	若年性認知症の特性に配慮し、障害福祉課と連携して支援のためのハンドブックを作成し、配布するとともに、家族の集いや講演会の開催、若年性認知症デイサービスなどのサポート体制づくりを推進します。 また、本人や関係者が交流できる居場所づくりの設置等を促進します。
② 標準的な認知症ケアバスの作成・普及 〔高齢者支援課〕	認知症高齢者を支える取組を整理し、疾患の進行に合わせてどのような医療・介護サービスを受けることができるのかを明示し、過不足のある支援については新たに社会資源を整備し、現存する社会資源の機能拡充、統合について検討します。
③ 障害者施策から高齢者施策まで切れ目のない支援 〔健康課、高齢者支援課、障害福祉課〕	富士町福祉会館と保谷障害者福祉センターとの合築について、合築施設の機能・規模等の検討を継続します。

3 家族介護者への支援

家族等の介護者が市の窓口や地域包括支援センターにおいて相談できる体制を充実します。また、介護技術の研修や介護者同士のネットワークづくりにより交流を活発にするなどの家族介護者への支援を充実し、介護者の地域での孤立を防止することにより、介護者の心身の負担軽減を図ります。

(1) 家族介護者支援のしくみづくり

施 策	内 容
① 家族会・介護者のつどいの支援 〔高齢者支援課〕	家族介護者が日常の不安などを解消できるように、高齢者を介護している家族同士が集い交流の機会や、情報提供や学びの機会としてサロンの開設や、ケアについて正しく理解してもらうために講習会を実施するなど、場・機会の提供に向けて取り組んでいきます。

(2) 家族介護者の負担の軽減

施 策	内 容
① 介護講習会の開催 〔高齢者支援課〕	家族介護者に対して、介護技術の向上や身体的、精神的負担の軽減を図るため、介護方法や介護予防、介護者の健康維持などについての知識や技術を習得できる介護講習会を開催します。
② 家族介護者の負担軽減のためのショートステイの充実 〔高齢者支援課〕	家族介護者が日常的なケアから一時的に解放され、心身の疲れを癒してリフレッシュできるようにショートステイを充実します。
③ 家族介護者等の専門相談事業の推進 〔高齢者支援課〕	高齢期の精神症状に悩む家族介護者や支援者が気軽に相談することができ、対応方法を知り精神的負担の軽減を図るため、専門医による家族介護者等の専門相談事業を実施します。
④ 高齢者緊急短期入所サービス 〔高齢者支援課〕	介護する者の病気、けがその他の緊急事態により適切な介護を受けることができなくなったため、緊急に施設入所による保護が必要な高齢者に対して、高齢者施設等のベッドを確保しています。
⑤ 家族介護慰労金 〔高齢者支援課〕	過去1年以上住民税非課税世帯に属し、一定の要件を満たしている、市内に住所を有する高齢者を介護する家族に対し、在宅生活の継続及び向上のために慰労金を支給します。

4 権利擁護の取組の充実

高齢者は、日常生活における契約や金銭管理等のさまざまな場面において支援を必要とする場合があります。認知症などにより判断能力が十分でない方の主体性や尊厳を守り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、市民や関係機関との協働により、権利擁護や成年後見の取組を推進します。

また、高齢者に対する虐待を未然に防止し、高齢者が尊厳を持って生活が続けられる地域づくりを進めます。

施策	内容
① 日常生活の自立支援と成年後見制度への移行支援 〔生活福祉課〕	高齢者や障害のある方に対して、金銭や重要な書類の預かり、適切な福祉サービスの選択の支援など安心して自宅で生活ができるよう支援を行います。また、判断能力に応じて、成年後見制度への移行を支援します。
② 成年後見制度の普及と活用推進 〔生活福祉課〕	権利擁護センター「あんしん西東京」において、権利擁護・成年後見制度等の相談、広報等を行い、成年後見制度の利用を支援します。また、社会貢献型後見人の育成・支援を行うとともに、後見監督の充実を図り、地域においてより利用しやすい環境整備に努めます。
③ 権利擁護事業の普及啓発 〔高齢者支援課〕	パフレットの配布やホームページの掲載により、市民への普及啓発を実施します。また、消費者センターやパリテ等関係機関と連絡会を開催し、情報の共有を行い、意識啓発を進めます。
④ 高齢者虐待防止連絡会での施策の検討 〔高齢者支援課〕	高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して生活するために、専門家や関係機関で構成する「高齢者虐待防止連絡会」において、虐待防止法に基づく調査結果の分析を行い、高齢者の虐待防止のための施策について検討し、必要な支援に結びつけます。また、関係機関との連携方法を具体化し、即応性、継続性のある支援を進めます。
⑤ 高齢者虐待防止のための意識啓発 〔高齢者支援課〕	どのような行為が虐待にあたるのか、なぜ虐待は起こるのか、どのようにすれば虐待は防げるのかなどの基本的事項や、高齢者虐待の相談・通報先が地域包括支援センターであることをリーフレットなどで周知し、虐待についての意識啓発を進めます。 また、高齢者虐待を防ぐために、虐待の実態や対処の仕方を学ぶための講演会やシンポジウムの開催及び情報提供を通して、無理なく介護を継続できるための支援、意識啓発を進めます。
⑥ 高齢者虐待に関する支援計画の評価と見直し 〔高齢者支援課〕	地域包括支援センターの社会福祉士を中心とする虐待対応モニタリング会議を定期的に行い、支援を必要とする高齢者の情報を共有するとともに対応の方向性を確認し、本人及び家族への支援計画の評価と見直しを図ります。
⑦ 高齢者緊急短期入所サービス(再掲) 〔高齢者支援課〕	おおむね65歳以上で、「高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」により、緊急に施設入所による保護が必要な高齢者に対して、高齢者施設のベッドを確保しています。

第4章

安心して暮らせる
住まいとまちの実現

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活の基盤である住まいを確保することが重要な課題となっています。

また、災害時の高齢者への支援体制の整備や、高齢者を対象とした詐欺等の被害の増加も課題となっています。

高齢者の多様な住まいのニーズに合った支援や、公共施設等のバリアフリー化、防災・防犯の取組を充実させることで、高齢者が安心して暮らせる住まいとまちを実現します。

1 多様な住まい方への支援

多様化する高齢者の住まいに関するニーズに対応した住まい方の支援や住環境づくりを推進するとともに、現在の住まいで、より安全に快適に生活ができるような環境整備に取り組みます。

また、自己の将来を見据え、ニーズに合った住宅の改修や住まいの検討ができるよう住宅施策や介護・福祉施設施策をわかりやすく市民に情報提供するしくみをつくりまします。

さまざまな居宅サービスを利用して在宅生活の困難な高齢者のために、特別養護老人ホームなど要介護高齢者の状態に対応した高齢者施設を有効活用します。

(1) 高齢者の住環境の把握と必要に応じた相談支援

施 策	内 容
① 養護老人ホームへの入所 〔高齢者支援課〕	生活保護担当部署や関係機関との情報を共有しつつ、家庭環境や経済的な理由等により、自宅等での生活に支障がある高齢者に対して、養護老人ホームにおいて自立した日常生活を送ることができるよう支援します。
② 自立支援住宅改修費給付サービス 〔高齢者支援課〕	介護認定で非該当（自立）となった65歳以上の高齢者のいる世帯に、介護予防と転倒予防等のため、手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更等の簡易な住宅改修の給付を行います。
③ 高齢者住宅改修費給付サービス 〔高齢者支援課〕	介護認定で要支援・要介護の認定を受けた65歳以上の高齢者のいる世帯に、転倒予防と介護負担の軽減等を図るため、介護保険サービスで対象外の浴槽や洗面台、流し台を交換する簡易な住宅改修の給付を行います。

施 策	内 容
④ 高齢者の住まいに関する情報提供 〔都市計画課、高齢者支援課〕	高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅など）や介護保険の施設系サービスの情報提供等をしていきます。

(2) 高齢者の住環境の確保

施 策	内 容
① 民間賃貸住宅を活用したセーフティネットの構築 〔都市計画課〕	一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などが住み慣れた地域で暮らすことができるように、民間賃貸住宅の入居の妨げになっている要因を解消し、入居後の安心居住を支えるための重層的なセーフティネットの構築を図ります。
② シルバーピアの運営 〔高齢者支援課、都市計画課〕	一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などのうち、住宅にお困りの方が自立して安全に日常生活がおくれるよう、高齢者向けの設備が整い安否確認・緊急時対応などを行う生活援助員等を配置したシルバーピアを運営します。

2 外出しやすい環境の整備

高齢による身体機能の低下に関わらず、高齢者が安心して快適に生活でき、自由に移動し社会参加することができるよう、建築物や道路、公共交通機関などさまざまな施設を安全かつ円滑に利用することができる環境を整備します。

施策		内容
①	外出支援サービスに関する適切な情報提供 〔高齢者支援課〕	市で実施している外出支援サービスを含め、他の機関で実施している移送サービスの情報収集を行うとともに、利用者が使いやすい情報提供に努めます。
②	高齢者等外出支援サービス 〔高齢者支援課〕	介護認定で要支援・要介護の認定を受けた高齢者等で一般の公共交通機関などの手段では外出が困難な方を対象に、介護予防、健康づくり、生きがいづくり等を目的として、介助員を配置したリフト付きの福祉車両等による外出支援を行います。
③	安心して歩ける道路の整備推進 〔道路管理課〕	高齢者などが安心して歩くことができる通過自動車が少ない生活道路にするため、都市計画道路を整備推進するとともに、躓き転倒する要因となる老朽化した舗装を直していきます。

3 いざという時に助け合えるまちの実現

高齢者が地域で安全・安心な生活を送るためには、日常生活のさまざまな災害を想定した環境整備や危機管理が必要です。

特に災害時に自力で避難行動をとることが困難な高齢者への避難支援を的確に行えるよう、警察・消防・民生委員・社会福祉協議会・防災市民組織などと連携し、地域ぐるみの助け合いにより避難行動要支援者の安否確認や避難支援体制づくりを進めます。

また、近年、ひったくりや電話による振り込め詐欺、悪質な訪問販売・住宅改修など、高齢者に対する犯罪が増加しています。

高齢者が地域で安心して生活を送れるよう、引き続き防犯体制の整備や消費者被害に対する未然防止の意識啓発に努めます。

(1) 災害時の支援の充実

施策	内容
① 災害時避難行動要支援者の支援体制の整備 〔危機管理室、高齢者支援課〕	災害時の避難に支援が必要な方々の名簿を作成し、警察、消防、地域包括支援センター等で情報共有を図り、個別の支援体制を整備します。
② 災害時の助け合い 〔危機管理室、高齢者支援課〕	災害時における高齢者の身体の安全を確保するため、援護を必要とする高齢者（災害時避難行動要支援者）を状況別に把握し、緊急性の高い要支援者から個別避難支援プランを作り、実効性のある支援計画を作っていきます。ささえあいネットワーク訪問事業と連携し、日頃から顔の見える関係で地域で助け合えるような体制づくりを引き続き進めます。

(2) 防犯対策等の強化

施 策		内 容
①	地域の防犯体制の整備 〔危機管理室、高齢者支援課〕	高齢者の生活と財産を守るため、地域包括支援センターが中心となり関係機関との連携、地域住民の協力、「ささえあいネットワーク」の強化により地域の防犯体制を整備します。また、防犯ステッカー「動く防犯の眼」の配布や防犯活動団体に補助金を交付するなど、地域の防犯体制の強化を図ります。
②	防犯意識の啓発・情報提供 〔危機管理室〕	防犯意識向上のため、防犯講演会等を実施するとともに、広報、ホームページ、ポスターなど多様な媒体を通じて防犯啓発に努めます。なお、広報等で「振り込め詐欺等」に関する啓発、注意喚起も行います。
③	消費者保護のしくみづくり 〔協働コミュニティ課〕	消費者センターにおいて、消費生活に関するさまざまな問題や疑問について、専門の消費生活相談員が相談に応じます。

高齢化の進展に伴う後期高齢者の増加に対応し、たとえ介護が必要な状態になっても、住みなれた地域で暮らし続けるためには、①医療、②介護、③予防、④住まい、⑤生活支援の5つの視点による取組が包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅療養を通じて切れ目ないサービス提供）に行われることが必要です。

そのため、地域包括ケア体制の中核的な役割を担う地域包括支援センター等の機能を拡充するとともに、医療や住まいなどのさまざまな地域資源を活かし、連携を強めることによって地域包括ケア体制の充実に取り組みます。

また、支援を必要とする高齢者やその家族が、介護保険サービスや生活支援サービスを安心して利用できるよう、事業者への適切な支援と指導・監督や、介護従事者の育成、人材確保に取り組みます。

1 地域包括支援センターの機能強化

市内の8か所の地域包括支援センターでは、地域の高齢者の生活全般を通して、切れ目なく包括的にサービスが行き届けられるよう、地域支援体制を推進し、地域のネットワークの強化や、地域ネットワーク連絡会による地域課題の把握、解決、資源開発などに取り組みます。

そのために、地域包括ケア体制の中核的な機関としてその役割を果たすことができるよう、適切な人員体制を確保し、センター間の役割・連携を強化するとともに、職員一人ひとりの専門性向上など、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

施策	内容
① 地域包括支援センターの機能強化 〔高齢者支援課〕	<p>市内8か所に設置されている地域包括支援センターでは、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務等を行っています。</p> <p>さらに今後は、地域包括支援センターの機能強化として、高齢化の進行、それに伴う相談件数の増加等を勘案し、センターに対する人員体制を業務量に応じて適切に配置します。</p> <p>また、現在の業務量に加え、地域ケア会議の推進、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進を図る中で、それぞれのセンターの役割に応じた人員体制の強化を図ります。</p> <p>在宅医療・介護の連携強化、地域ネットワーク連絡会、認知症施策の推進等を行う中で、基幹型センターなどを位置付け、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指します。センターがより充実した機能を果たしていくため、運営協議会による評価の取組、PDCAの充実等、計画的な評価、点検の取組を強化します。</p>

2 相談体制の充実

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症家族の中には、日常生活のさまざまな悩み事について、身近に相談できる相手がいなくて、孤立する懸念のある人もいます。支援を必要とする人が、相談したいときにいつでも気軽に相談でき、適切な支援につながることをのぞくしくみを整備します。

施 策	内 容
① 総合相談体制の充実 〔高齢者支援課〕	住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防等のさまざまな相談に応じ、地域住民や自治会、地域福祉コーディネーター、民生委員、専門職等の多職種と地域包括支援センターや市が連携・協力を深め、総合的な相談体制を構築します。
② 介護予防・日常生活支援総合事業に向けた相談体制の構築 〔高齢者支援課〕	総合事業（サービス事業）の利用の流れとして、基本チェックリストを活用した相談受け付け体制の充実を図るとともに、誰もが理解できるよう制度の説明を周知していきます。 また、介護が必要になった際や介護疲れになる前などに、介護保険制度のしくみやその他の在宅サービスなどについて、相談窓口での対応や、認定調査員などからの情報も相談窓口へ連絡するよう周知の充実を図ります。
③ 苦情相談体制の充実 〔生活福祉課〕	権利擁護センター「あんしん西東京」が市の他の苦情相談受付とも連携を図りながら保健福祉サービスに係る包括的な苦情相談の受付機関としての役割を果たし、弱い立場に置かれがちな利用者の相談を受け入れるとともに適切な初動対応を執ることで早期の解決を図ります。また、解決困難な苦情相談は、速やかに「保健福祉サービス苦情調整委員会」に依頼し、解決に向けた公正かつ適切な調整等を行うことにより利用者の権利擁護と福祉サービスの質の向上に努めます。
④ 在宅療養に係る相談体制の充実 〔高齢者支援課〕	在宅療養に関する不安や課題に対応し、適切な医療介護のサービスにつなげるとともに、入退院時の円滑な移行ができるよう支援体制を構築します。また、在宅療養を支える医療機関、介護事業者等が円滑にサービスを提供できるようにコーディネート機能を充実させます。

3 サービスの質の向上

サービスの質の確保・向上のため、サービス提供事業所やNPO、地域活動団体等の運営状況やサービス提供状況を把握し、適切な支援と指導・監督を行うとともに、多様化・複雑化するサービスについては、市民が正しく理解し、活用できるよう、わかりやすい情報提供に取り組みます。

(1) サービスに関する情報提供の充実

施策	内容
① わかりやすい広報活動の充実 〔高齢者支援課〕	介護保険制度や介護保険サービスの周知を図り、制度への理解と適正なサービス利用ができるよう、市報やホームページ、手引き等の媒体を通じ広報活動を行います。また、出前講座等による市民への広報を積極的に実施します。
② 提供事業者一覧の整備・充実 〔高齢者支援課〕	利用者がサービスを選択する際の情報源として、サービス提供事業者一覧を整備・充実します。
③ 介護サービス情報の公表 〔高齢者支援課〕	サービス提供事業者に対して介護サービス情報の公表に関する啓発を行います。また、市民に対しても、サービスを選択するにあたり、これらの情報を活用するような啓発、広報を行います。
④ 福祉機器等の展示 〔高齢者支援課〕	介護用品に関する情報を提供するため、常設の福祉機器の展示と福祉機器に関する助言等を行い、市民の福祉機器や介護技術に関する理解を深める支援を行います。また、介護保険連絡協議会と連携して福祉機器等の展示会を開催し、最新機器の紹介や利用にあたっての質問等に応じます。
⑤ 福祉情報の充実 〔高齢者支援課〕	市で実施している高齢者福祉サービスの情報について、市報やホームページ、その他発行物等に掲載するほか、高齢者に関わるさまざまな地域資源の把握に努め、必要な情報の提供を行います。
⑥ 「介護の日」事業の実施 〔高齢者支援課〕	介護を身近なものとして理解を深めるとともに、地域での支え合いや交流を促進するため、市、社会福祉協議会、介護保険連絡協議会等が連携し、毎年11月11日の「介護の日」事業を継続して実施します。
⑦ 事業者情報の共有化の推進(再掲) 〔高齢者支援課〕	サービス選択の機会を広げるため、介護保険連絡協議会を活用して情報交換の場を拡大し、サービス提供事業者に関する情報の共有化に取り組みます。
⑧ 介護保険連絡協議会参加事業者情報提供の充実及び事業者の参加促進(再掲) 〔高齢者支援課〕	介護保険連絡協議会の参加事業者を掲載した「介護保険事業者ガイドブック」を発行し、市民への配布とホームページへの掲載により、最新の情報を積極的に発信するとともに、新たな介護保険事業者の参加を促進します。

(2) サービスの質の確保

施 策		内 容
①	介護給付の適正化 〔高齢者支援課〕	適正な介護給付を行うため、引き続き認定調査結果の点検、利用者への給付費通知の発行、医療情報との突合・縦覧点検等を実施します。また、事業所に対する実地指導や住宅改修の点検等に取り組みます。
②	福祉サービス第三者評価の普及・推進 〔生活福祉課〕	多くの事業者が第三者評価を受審し、その評価結果が公表されることにより、利用者の福祉サービスの選択の便を高め、事業者のサービスの質の向上を図れるよう福祉サービス第三者評価システムの普及に努めます。
③	ケアマネジメントの環境の整備 〔高齢者支援課〕	ケアマネジメントの質の向上、関係機関との連携体制の構築及びケアマネジャー同士のネットワークの構築などを目的として、地域包括支援センター、主任ケアマネジャー、行政の三者が協働で現場の課題を共有、検討し、支援計画を策定します。この計画に基づき、技術的支援やケアマネジャーなどを対象とした研修会の企画と開催支援につなげます。
④	サービス事業者の質的向上 〔高齢者支援課〕	サービス事業者の質の向上を支援するため、介護保険連絡協議会等を通じた情報提供、また事例検討やワークショップ、活動・研究発表などの形式をとりいれた交流を進め、法令遵守と技術向上を図ります。
⑤	関連機関との連携強化 〔高齢者支援課〕	介護保険や高齢者保健福祉サービスに関する解決困難な苦情・相談に対して、関連機関の連携強化を図ります。
⑥	養介護施設従事者等への虐待に関する普及啓発 〔高齢者支援課〕	養介護施設従事者等へ向け、虐待の実態や対処の仕方を学ぶための研修を実施します。短い時間でも繰り返し研修を受けられるようにし、早期発見・対応（通報）の意識を高め、連携を図ります。

(3) 負担軽減への支援

施 策	内 容
① 低所得者の保険料の軽減 〔高齢者支援課〕	第1号被保険者の保険料について、第5期計画では、第3段階の細分化など、負担能力に応じたよりきめ細やかな保険料設定を行い、15段階に設定しました。第6期計画においても、第5期計画の考え方を継承するとともに、課税層の一部の所得段階をさらに細分化し、17段階に設定します。
② 低所得者の利用料の軽減 〔高齢者支援課〕	社会福祉法人等による低所得者への負担軽減を実施し、介護保険サービスの利用などの際に自己負担額の軽減を行います。さらに、市独自の低所得者に対する軽減として、医療的なケアが必要で在宅療養生活を送る高齢者を支援するため、訪問看護サービスについて自己負担額の軽減を行います。
③ 保険料収納率向上の取組 〔高齢者支援課〕	保険料を滞納している被保険者に個別に制度の説明を行い、収納推進嘱託員等が訪問徴収するなど、きめ細かい収納率向上の取組を強化します。

4 人材の育成・確保

今後、ますます増加する介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを安定的に供給するため、介護従事者の専門性を確立し、広く社会的な評価の向上を図るとともに、職場への定着を促進するなど、働く環境を整備します。

また、多様な人材（地域住民や離職者・求職者、潜在的有資格者等）を生かした介護従事者の量的拡大と介護職場の正しい理解を促す的確な情報提供を進め、増加する在宅療養のニーズに対応し、関係機関と連携し、人材の増加に努めます。

施 策	内 容
① 介護人材確保の支援策の検討 〔高齢者支援課〕	中長期的な介護人材の確保に向けて、介護職の面接会、市民の資格取得支援も含めた人材の量的確保を検討するとともに、介護職の専門性の向上を図ります。
② 介護従事者に対するワーク・ライフ・バランスの推進の支援 〔高齢者支援課〕	介護保険連絡協議会等による講演会や、研修会を通じ、事業所の管理者や介護従事者双方に、個人の生活と仕事、両方を充実し、両立できるような「働き方改革」である「ワーク・ライフ・バランス推進」の普及、啓発に取り組むとともに、環境整備を支援します。
③ 介護人材の育成・質の向上 〔高齢者支援課〕	ケアマネジャーの資質の向上、ホームヘルパーの養成・質的向上を図るため、研修会などの実施を通じて福祉サービスの充実を図ります。
④ サービス提供事業者に対する人材育成の意識啓発 〔高齢者支援課〕	ケアマネジャーや介護サービスに携わる職員が研修を受ける機会が確保されるよう、事業者に対し、人材育成について意識啓発と積極的な研修参加を促していきます。
⑤ 講習や研修会の情報提供 〔高齢者支援課〕	ケアマネジャーや介護サービスに携わる職員の資質の向上を図るため、講習や研修会に関する情報提供を行います。
⑥ 認定調査員研修の充実 〔高齢者支援課〕	要介護認定の公平性・公正性を確保するため、市が直接行っている新規申請者の認定調査について、認定調査員を確保するとともに、調査員研修等を充実させ、公平公正な認定調査を行います。
⑦ 介護認定審査会の充実 〔高齢者支援課〕	介護認定の審査判定の平準化をさらに推進するため、保健・福祉・医療の専門家により構成されている介護認定審査会について、今後も合議体の長の会議、審査会委員の研修等を実施します。
⑧ 主任ケアマネジャーの育成支援 〔高齢者支援課〕	主任ケアマネジャーとしての役割を担うことが期待されるケアマネジャーを主任ケアマネジャー審査会により選定し、東京都主任介護支援専門員研修へ推薦します。
⑨ 主任ケアマネジャーに関する質の向上の充実 〔高齢者支援課〕	主任ケアマネジャー研究協議会の研究活動（「制度・サービス資源」「質の向上」「医療と福祉の連携」）を通じ、西東京市のケアマネジメントの質の向上を図ります。

施 策	内 容
⑩ 在宅療養を支える人材の増加 〔高齢者支援課〕	<p>在宅療養を担う医師、看護師等医療職について、東京都や西東京市医師会等と連携して人材確保に努めます。また、各種イベントや大学等との連携も検討します。</p> <p>また、医師会と連携して在宅医療に係る講演会等を行い、在宅医療への理解を深める取組を行います。</p>
⑪ 在宅療養に関する医療スタッフの支援 〔高齢者支援課〕	<p>医師等の在宅療養に係る負担感を把握し、チーム医療の推進や生活課題の解決を目指すソーシャルワークに基づく相談など、多くの医師が在宅医療に関われるよう支援していきます。</p>